

特定非営利活動法人こどもの教育を支援する会 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を<u>東京都渋谷区道玄坂二丁目18番11-103号</u>に置く。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。</p>